

令和4年度 事業評価シート

| | | | | | |
|--|--|--|----------|--|--|
| 基本情報 | | 所属名 | 高齢者福祉課 | | |
| 事業名称 | 高齢者住宅整備資金助成事業費 | | | | |
| 実施根拠 (条例・規則・要綱等) | 船橋市重度障害者等住宅改造費の助成に関する規則 船橋市重度障害者等住宅改造費の助成に関する要綱 | | | | |
| 事業開始年月日 | 平成10年4月1日 | 最終制度改正年月日 | 令和3年7月1日 | | |
| 事業目的 (実現・達成したいこと) | 重度要援護高齢者若しくは軽度要援護高齢者又はそれらの者のために住宅の改造をしようとする者に対し、当該住宅の改造をするのに要する費用を助成することにより、福祉の増進を図ることを目的とする。 | | | | |
| 事業概要 (誰に、何を、どうするのか) | 介護保険の住宅改修費支給とは別に、要支援・要介護の認定を受けている高齢者のために住宅の改造をしようとする世帯に、その資金を助成する。 | | | | |
| 実施背景 (事業を実施することになった背景・要因) | 詳細は残されていないが、市民等から要望があり先行している他市を参考に事業を開始。 | | | | |
| これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷) | <ul style="list-style-type: none"> 平成14年4月15日 寝たきり高齢者から介護保険認定者へ、所得税非課税世帯から生計中心者の住民税額20万円以下の世帯へ改正。 平成16年4月1日 要支援・要介護1、2以下の者は総工事費150万円までの工事を対象とする上限設定。 平成19年4月1日 税制改正の対応として、同じ所得水準の方が引き続き助成の対象となるよう、所得要件を「生計中心者の年間住民税の額が20万円以下の世帯」から「32万円以下の世帯」に緩和。 平成26年4月1日 消費税率引き上げに伴い、平成26年4月1日前に助成の決定を受けた者で、同日後に住宅の改造が完了したものに係る助成については、助成するものとする助成の制限の特例を追加。 平成28年4月1日 行政不服審査法の施行に伴う規定の整備。 | | | | |
| 事業内容 | 対象者 | 内容(要件・単価・限度額・サービス内容など) | | | |
| | 重度障害者等のために住宅の改造をしようとする者 | <ul style="list-style-type: none"> ①市内に1年以上居住していること ②生計中心者の市民税・県民税の額が32万円以下の世帯 ③要支援1～2・要介護1～5の認定を受けていること ※ただし、要支援1～2・要介護1～2の認定者にあつては、申請する改造の総工事費が150万円以下であること 助成上限額：50万(補助率 市民税・県民税課税世帯 50% 非課税世帯 100%) | | | |

事業実績

| | | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----------------|---------|--------|--------|--------|--------|
| 事業費 (単位:千円) | 当初予算額 | 36,195 | 36,360 | 34,500 | 39,250 |
| | うち一般財源 | 36,195 | 36,360 | 34,500 | 39,250 |
| | 決算(見込)額 | 42,257 | 31,424 | 38,329 | - |
| 対象者数・ 交付件数など | 助成件数 | 150件 | 98件 | 127件 | |
| | | | | | |
| | | | | | |

交付税、国・県補助の有無

| | 有無 | (ありの場合)名称・内容 |
|----------------------|----|--|
| 交付税措置 | なし | |
| 国・県補助 | なし | |
| (国・県補助への) 上乗せ・横出し | あり | 原則として、住宅改修費支給制度(介護保険課、上限20万円)の利用が優先となっており、その制度を使い切った者または使い切るような総額の場合に、上乗せとして当該事業(上限50万円)を利用できる |

業務量

| | | | | | |
|---------------------|---------------------|--------|----------|---------|--------|
| 繁忙期 | | | | | |
| 業務頻度 (年1回・月1回など) | 申請の月平均 12件程度(令和3年度) | | | | |
| 人工 | | 常勤職員 | 会計年度任用職員 | 再任用(フル) | 再任用(短) |
| | 人工 | 0.5 人工 | 0.0 人工 | 0.0 人工 | 0.0 人工 |
| | 従事者数 | 3 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 |

※ 職員1人の労働力=1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載例】従事者数:2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

| | |
|------|----------------|
| 所属名 | 高齢者福祉課 |
| 事業名称 | 高齢者住宅整備資金助成事業費 |

(1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

| 項目 | | 課題 | 今後の方向性 |
|----|--------------|----------------------------------|--------------------------------------|
| 1 | 事務負担 | 申請数が増加した場合、現職員数で対応できるのかという課題はある。 | 一定のルールに基づき書類審査のみで支給できるケースがないか検討していく。 |
| 2 | 所得要件の見直し | — | — |
| 3 | 事業の継続性・持続可能性 | — | — |
| 4 | | | |

(2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

| 項目 | | 課題 | 今後の方向性 |
|----|--------------|--|--------------------------------|
| 1 | 事務負担 | — | — |
| 2 | 所得要件の見直し | <ul style="list-style-type: none"> ・要支援や要介護の認定要件はあるものの、住民税32万円以下の世帯が助成対象となっており、所得要件が緩やかとなっている。 ・対象となる工事及び経費が限定されているものの、介護保険の住宅改修費支給に上乗せで、さらに上限額50万円の補助となっており、補助率も課税世帯が1/2、非課税世帯は2/2と水準が高い。 | 本事業の助成要件及び助成水準が適切かどうか精査を行う。 |
| 3 | 事業の継続性・持続可能性 | 今後高齢者の更なる増加が見込まれるため、本事業の継続性を検討する必要がある。 | 所得要件や事務負担を検証し、事業の継続性について検証を行う。 |
| 4 | | | |

取組状況

※令和4年度評価結果に対する各年度の取組状況を記載しています

| 所属名 | | 高齢者福祉課 | | | |
|------|--------------|---|---------|---------|--|
| 事業名称 | | 高齢者住宅整備資金助成事業費 | | | |
| 項目 | 状況 | 令和5年度状況 | 令和6年度状況 | 令和7年度状況 | |
| 1 | 事務負担 | 完了 事務負担については、令和元年より一部軽減を図っている。現地調査は負担が大きいが、工事施工前の確認等、審査において欠かせないものであるため、当面は現状維持とする。 | - | - | |
| 2 | 所得要件の見直し | 完了 所得要件について県内他市の状況を調査したところ、概ね平均的であったことから、当面は現状維持とする。 | - | - | |
| 3 | 事業の継続性・持続可能性 | 完了 事務の負担について、現地調査は負担が大きいが、工事施工前の確認等、審査において欠かせないものであるため、当面は現状維持とする。 また、所得要件について、県内他市と比較しても概ね平均的であるため、当面は現状維持とする。 | - | - | |
| 4 | | - | - | - | |